

【重要なお知らせ】

福岡県商工会連合会
小規模事業者持続化補助金地方事務局

<持続化補助金を使用する前に把握する大きなポイント>

- ◆改めて、申請した経費に、対象外経費がないか念のために確認ください。
(採択を受けていても最終的に、対象外経費があれば、否認されます。)
- ◆事業期間内に事業を実施し、事業終了後は、実績報告の提出が必要です。
- ◆本補助金に関する書類はすべて、5年間保存義務がありますので大事に保管ください。
- ◆補助事業者は、補助事業の終了日の翌月から1年間の補助事業がもたらした効果等について事業効果等状況報告をしなければなりません。

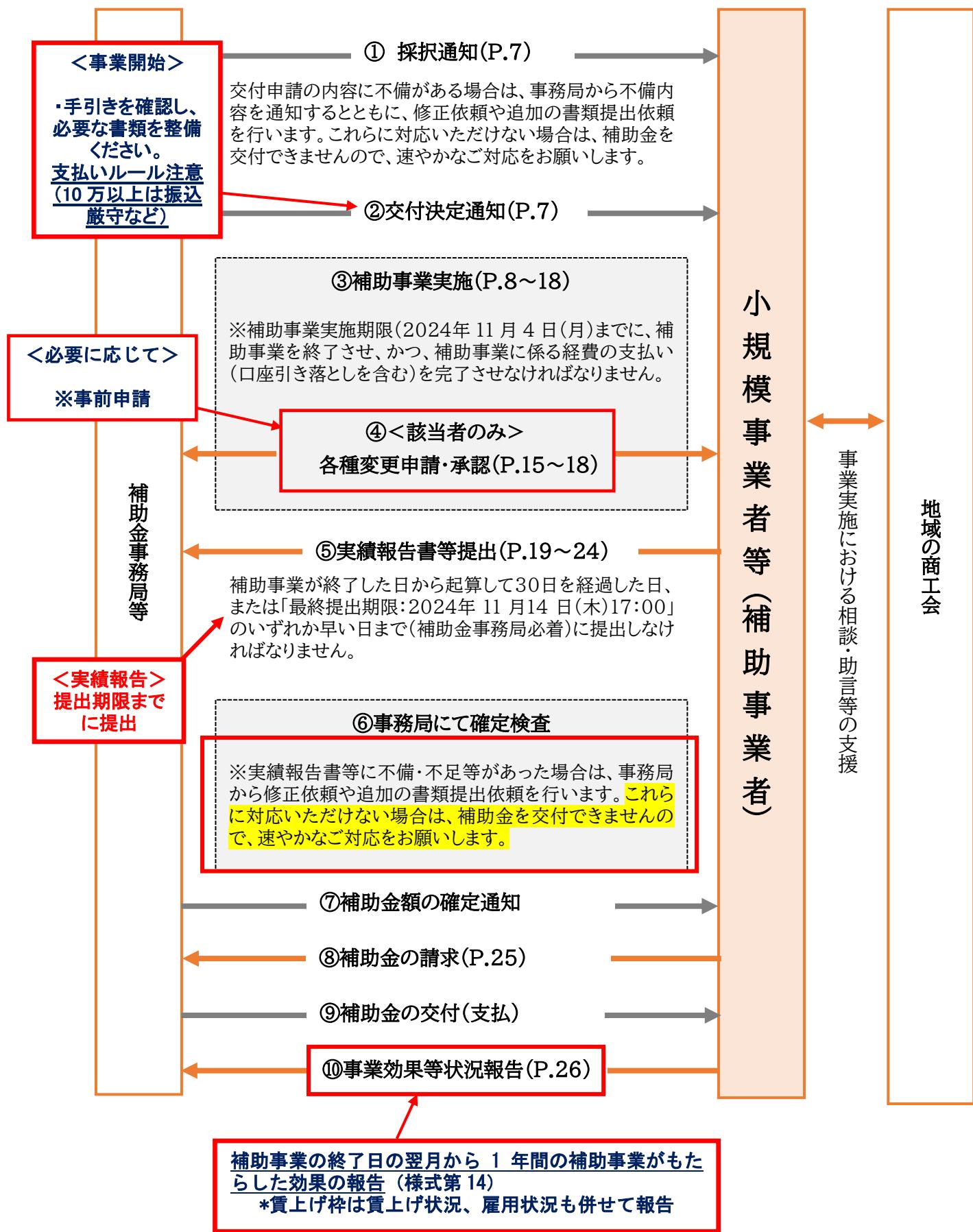
以下は、「重要事項」を抜粋し記載しています。

詳細については、別添の「補助事業の手引き」を十分にご確認の上、商工会の担当者と相談しながら円滑に事業を実施ください。

1. 採択後は、申請した事業計画どおりに実施してください。
2. ただし、支援先商工会・補助金事務局より、計画内容に「注意・指摘事項」があった場合は、それを踏まえて取り組んでください。
3. 本事業に関することは、原則として、商工会を通じてご連絡いたしますので、当事務局に提出した書類については、「支援先商工会」にもコピー又はデータを提出してください。
4. 取り組む内容や購入する金額等を変更したい場合は、「事前に」必ず支援先の商工会へご相談の上、変更してください。 軽微でない変更は、変更申請が「事前に」必要になります。(軽微かの判断は、手引きにも記載があるとおり、ルールがあります。→ 内容・金額により補助金の対象外になります。)
5. 実績報告時に不備があった場合は、補助金は支払われませんのでご注意ください。(例)支払ルールに10万円超(税抜)の現金払いは不可など(手引参照)。
6. 「実績報告書」について
 - ① 実績報告書は、事業期間中の取組内容、事業の成果を「具体的に」記載する必要があります。
→ 「機械等を購入して終了」といった実績報告は認められません。必ず補助金を使用した後の「一定期間」の販路開拓の実績・成果を報告することが必要です。
 - ② 実績報告では、補助金を使用した記録「証拠(証ひょう)書類(見積～支払い、その他)」が必要です。補助対象経費ごとに、必要書類が異なるため、事前に「手引き」を十分確認ください。
 - ③ 補助金の不正受給等の不正行為があった場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下「補助金等適正化法」とする)に基づき、厳正に対処されます。
7. 「実績報告～入金まで」
 - ① 実績報告提出後は、持続化補助金事務局(福岡県事務局、全国事務局)のダブルチェック実施がありますので、補助金の最終的な入金までには、2~3ヶ月かかります。
 - ② さらに提出の多い時期は、それ以上時間を要することも想定していますので、資金繰りには十分にご注意の上、できるだけ早く事業に取り掛かり、その都度、「証ひょう」を整備しながら、速やかに、実績報告書を提出ください。

→【裏面に事業全体のフロー図を記載しています】

8. 事業全体のフロー図



※上記図は、扶助事業における主な手続きの流れを示しております。上記以外にも手続き等が必要となる場合がございます。